

えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画の策定の背景について

ゼニガタアザラシは、北海道の東部沿岸から襟裳岬にかけて分布し、同じ岩礁を周年利用する定着性の高いアザラシである。

ゼニガタアザラシはかつて乱獲や生息環境の悪化によって減少し、絶滅危惧種<sup>1</sup>であったが、これまでの保護の努力により、個体数が増え、再評価の結果、絶滅危惧種には当たらないこと（数量解析により今後 100 年間に於ける絶滅確率が 5%以下）<sup>2</sup>が明らかとなった（平成 27 年 9 月 15 日公表）。

一方で、数が増えてきたことにより、漁業被害が深刻化している。しかし、その被害防除手法や個体群管理手法が確立していない。

特に、襟裳岬は本種の最大の上陸場であり、漁業被害が深刻な状況である。一方、他の上陸場から距離があることから、えりも地域の個体群は、遺伝的にも独立傾向にあるとされる。

これらのことから、今後、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群と沿岸漁業を含めた地域社会との将来にわたる共存をめざすために、適切な被害防除や個体群管理等の手法を確立し、計画的な管理を行っていく必要がある。

平成 26 年 5 月に改正された鳥獣法上、絶滅危惧種から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要のある種については希少鳥獣<sup>3</sup>とし、特定の地域において生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣については、特定希少鳥獣管理計画<sup>4</sup>を環境大臣が策定できることとなっている。

そのため、鳥獣法に基づき、ゼニガタアザラシの管理手法が確立するまでの間、同法上の希少鳥獣として定めたままとし、襟裳岬周辺で繁殖する個体群を対象として、えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画を策定する。

## 1 絶滅危惧種

環境省レッドリストにおいて、絶滅危惧 類に分類される種。今回ゼニガタアザラシは、絶滅危惧 類（絶滅の危険が増大している種）から準絶滅危惧（現時点で絶滅の危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）にランクダウンされた。

## 2 レッドリストカテゴリーの判定基準について

判定基準は A～E まであり、このうち該当する基準や評価できる基準で判定。ゼニガタアザラシは、A～C 基準には該当しないため、いままで D 基準が適用されてきたが、今回、調査により、最も客観的な評価が行える E 基準を適用できるだけだけのデータが集まったことから、E 基準を優先して評価が行われたもの。

A 基準：個体群の減少率

B 基準：出現範囲・生息地面積とその減少傾向等

C 基準：成熟個体数とその継続的な減少

D 基準：成熟個体数（成獣 1000 頭未満の場合、絶滅危惧 類に該当）

E 基準：数量解析による絶滅確率（100 年間における絶滅の可能性が 10% 以上の場合、絶滅危惧 類に該当）

## 3 希少鳥獣（鳥獣法第三条第一項に基づく「基本指針」）

環境省レッドリストにおいて絶滅危惧種に該当する鳥獣及び、絶滅危惧種から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要のある種。

## 4 特定希少鳥獣管理計画（鳥獣法第七条の四）

特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣を対象とし、その管理を行うために環境大臣が定めることができる計画。

環境大臣は、本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。